

民生委員・児童委員と政治活動について

地位を利用した政治的活動の禁止(民生委員法第16条)

- 職務上の地位を政治的に利用することは禁止されており、これに違反したものは解嘱されます。

民生委員児童委員活動事例 Q & A 集(平成29年3月 神奈川県民児協発行)より抜粋

●民生委員児童委員と政治活動等について

Q4 民生委員法第16条で「民生委員は、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。」と規定していますが、それはどういう意味ですか。

A. ここでは、民生委員が職務上の地位を利用することを禁止しています。

「職務上の地位」とは、民生委員が民生委員という立場で、調査を行い、要援護者の支援を行う場合に、認められている職務遂行上の地位をいいます。民生委員は、要援護者の私生活にまで立ち入って支援を行う立場にあるので、その地位を政治的に悪用する場合には、その弊害は計り知れないものがありますので、これを禁止したのです。

しかし、民生委員がその職務をはなれて、一個人として政党に加入し、または政治的活動を行うことまでを禁止しているものではありません。

したがって、自らの担当及び選出単位となる区域外での政治活動が、職務上の地位を利用するものでないことは明白なので問題はありませんが、担当及び選出単位となる区域内での政治活動については、職務上の地位を利用したか否かの判定が、非常に困難ですので、できる限り避けるべきでしょう。

要は、自分の担当及び選出単位となる区域内で、あくまで要援護者に対して地位利用(例えば自分の政治上の主義、主張に従うならば、あるいは自分の推す候補者を支持するならば、社会福祉実施上の便宜を図るなどを約束すること等)をしてはいけないものであって、要援護者以外の親戚、知人、友人や住民等に対する政治活動まで禁止しているものではありません。

政治活動とは、一般に政治上の目的をもって行われる一切の活動をいいます。すなわち、政治上の主義、施策を推進し、支持もしくはこれに反対し、または公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う一切の行為を総称していいます。これらの行為のなかには、特定の候補者の当選を図るために行う選挙運動にわたる活動をも含むものと解釈されます。

しかし、公職選挙法では政治活動と選挙運動とを理論的に区別し、上記の政治活動から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為を政治活動としています。

したがって、選挙運動にわたる政治活動は、公職選挙法においては政治活動としてではなく、選挙運動としての規制をうけます。

また、選挙が行われていない時期に政党その他の政治活動を行う団体が選挙にわたらない政治活動を行うことは自由であり、どのような方法でもすることができますが、その場合でも、「政治資金規正法」によって資金の収支状況を明らかにするなど、厳しい規制を受けます。

※この Q & A 集は、県民児協ホームページ「委員専用ページ」内からダウンロードできますので、ご活用ください。